諮問番号：令和元年度諮問第２３号

答申番号：令和元年度答申第３４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２９年１０月２５日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付受給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

何度も○役所に行き（３回程）書類の提出をしている。

本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人に対して再三にわたり児童手当法施行規則（昭和４６年厚生省令第３３号。以下「施行規則」という。）第４条第１項に規定する届書（以下「現況届」という。）の提出を求め、法令等の規定に基づいて、決められた時期に現況届の提出についてのお知らせを送付し、期限内に提出の無かった者については、督促通知書を送付して、現況届の提出を促しているにも関わらず、審査請求人から現況届の提出が無かったので、本件処分を行っている。

（２）審査請求人は、「何度も○役所に行き（３回程）書類の提出をしています。」と主張しているが、何時、どのような書類を、どこに提出したか具体性がなく採用することはできない。

（３）本件審査請求に係る、処分庁の弁明及び添付資料等を詳細に検討した結果、法令等に基づいた処分であり、違法又は不当な点はない。また、手続きにおいても不公正な点や不備は認められなかった。

（４）よって、本件審査請求は理由がないため、棄却されるべきである。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年　９月２０日　　諮問書の受領

　令和元年　９月２４日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月８日

口頭意見陳述申立期限：１０月８日

令和元年１０月２５日　　第１回審議

令和元年１０月２８日　　審査会から審査庁に対し回答の求め（回答書：令　和元年１１月１１日付け子家第２８９２号。以下「回答書」という。）

令和元年１１月２７日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）児童手当法

第４条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一　次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（中略）を有するもの

イ　１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第２条第２項において「中学校修了前の児童」という。）

ロ　中学校修了前の児童を含む２人以上の児童（後略）

二　日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（中略）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

三　父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

四　（略）

２－４　（略）

第５条　児童手当（中略）は、前条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する者の前年の所得（１月から５月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第１号から第３号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第１号から第３号までのいずれかに該当する者が前年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第１号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

２　（略）

第８条　市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

２　児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

３・４　（略）

第１１条　児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第２６条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。

第２３条　児童手当の支給を受ける権利及び第１４条第１項の規定による徴収金を徴収する権利は、２年を経過したときは、時効によつて消滅する。

２・３　（略）

第２６条　第８条第１項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の６月１日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

２・３　（略）

（２）児童手当法施行規則

第４条　一般受給者は、毎年６月１日から同月３０日までの間に、その年の６月１日における状況を記載した様式第６号による届書を市町村長に提出しなければならない。

２―４　（略）

（３）市町村における児童手当関係事務処理について（府子本第４３０号平成２７年１２月１８日内閣府子ども・子育て本部統括官通知）（抜粋）

（別添）児童手当市町村事務処理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）

第１７条

１－５　（略）

６ ６月３０日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第１１条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものとする。

なお、ガイドラインは、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４５条の４に規定する技術的な助言である。

（４）「児童手当現況届の事務処理について」（昭和５１年５月１７日児手第２１号厚生省児童家庭局児童手当課長通知）（抜粋）

１　現況届の提出に関する周知徹底について

受給者は、すべて、６月１日から同月３０日までの間に、現況届を提　　出しなければならないこと、及びその現況届を提出しないと６月分以降の児童手当の支払を受けることができなくなる旨の周知徹底を図ること。（後略）

３　現況届の未提出者の取扱いについて

(1)現況届が、６月３０日までに提出されない場合においては、その提出について、督促を行うとともに、１に掲げた事項を付記すること。（後略）

(3)(1)の措置を行ってもなお現況届の提出がない者については、児童手当法第１１条の規定により６月分以降の児童手当の支払の一時差しとめを行うこととすること。

（５）児童手当に係る時効の解釈及び取扱い等について（平成２４年３月３１日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡）（抜粋）

２　（前略）現況届が提出されない場合、支払が一時差し止められた６月分以降の児童手当に係る最初の支払期月における支払日の翌日から起算して、２年間権利を行使しない場合（現況届を提出しないため、児童手当が支給されず、２年間経過した場合）には、基本権の時効が完成するとともに、それに基づく支分権も消滅すること。

　　３　基本権については、時効が完成した場合に受給者に対して支給事由が消滅した旨の通知（支給事由消滅通知書）を行うこと（時効の援用）により消滅するものであること。（支分権については時効の援用を要しない。）

　　　　これにより、支払が一時差し止められた６月分以降の児童手当については、支払義務がなくなるものであること。（後略）

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び回答書によれば、下記の事実が認められる。

（１）平成２７年６月４日、処分庁は審査請求人に対し、文書により現況届の提出を求めた。

当該文書には、現況届は、毎年６月に提出することになっており、６月分以降引き続き児童手当を受給できるかどうかを決定するために必要な届であることの記載に加え、現況届の様式（平成２７年度児童手当・特例給付現況届）が示されている。

（２）平成２７年８月３１日、処分庁は審査請求人に対し、文書により現況届の提出を求めた。

当該文書には、現況届が提出されていないこと、提出がない場合は、６月分以降の児童手当の支給ができなくなること、提出書類は平成２７年度児童手当・特例給付現況届、健康保険証の写し等であることが記載されている。

（３）平成２７年９月２４日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、児童手当・特例給付支払差止通知書（以下「支払差止通知書」という。）により、法に基づく手当支払差止処分を行った。

支払差止通知書の支払差止期間欄には、「平成２７年６月から」と、支給差止の理由欄には、「平成２７年度児童手当・特例給付現況届未提出」と記載されている。

また、回答書から、上記手当支払差止処分により支払が一時差し止められた６月分以降の児童手当に係る最初の支払期月における支払日は、平成２７年１０月５日であることが確認できる。

（４）平成２８年６月３日、処分庁は審査請求人に対し、文書により現況届の提出を求めた。

当該文書には、現況届は毎年６月に提出することになっており、６月分以降引き続き児童手当を受給できるかどうかを決定するために必要な届であることの記載に加え、現況届の様式（平成２７年度児童手当・特例給付現況届及び平成２８年度児童手当・特例給付現況届）が示されている。

（５）平成２８年９月２日及び同月２８日、処分庁は審査請求人に対し、文書により現況届の提出を求めた。

当該文書には、現況届が提出されていないこと、提出がない場合は、６月分以降の手当の支給ができなくなること、提出書類は平成２７年度児童手当・特例給付現況届、平成２８年度児童手当・特例給付現況届、健康保険証の写し等であることが記載されている。

（６）平成２９年６月５日、処分庁は審査請求人に対し、文書により現況届の提出を求めた。

当該文書には、現況届は毎年６月に提出することになっており、６月分以降引き続き児童手当を受給できるかどうかを決定するために必要な届であることの記載に加え、現況届の様式（平成２７年度児童手当・特例給付現況届、平成２８年度児童手当・特例給付現況届及び平成２９年度児童手当・特例給付現況届）が示されている。

（７）平成２９年８月２５日、処分庁は審査請求人に対し、文書により現況届の提出を求めた。

当該文書には、現況届が提出されていないこと、提出がない場合は、６月分以降の児童手当の支給ができなくなること、提出書類は平成２７年度児童手当・特例給付現況届、平成２８年度児童手当・特例給付現況届、平成２９年度児童手当・特例給付現況届、健康保険証の写し等であることが記載されている。

（８）平成２９年９月２２日、処分庁は審査請求人に対し、文書により現況届の提出を求めた。

当該文書には、平成２７年度の児童手当について受給資格を決定するための現況届等が提出されていないこと、平成２９年１０月６日をもって、平成２７年１０月支払分の児童手当・特例給付の受給権が消滅するため至急提出すること、提出期限日が平成２９年９月２９日であること、提出書類が平成２７年度現況届、受給者の健康保険証等の写し等であることが記載されている。

（９）平成２９年１０月２５日付けで、処分庁は、消滅年月日を平成２７年５月３１日、消滅の理由を現況届未提出による時効のためとする、本件処分を行った。また、処分庁は、平成３０年１月９日に本件処分に係る児童手当・特例給付受給事由消滅通知書を審査請求人に送付した。

（１０）平成３０年２月９日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

なお、審査請求書の審査請求に係る処分があったことを知った年月日欄には、「平成３０年１月１６日」と記載されている。

３　判断

（１）現況届等について

法第４条第１項の規定により、児童手当は、児童を監護し、当該児童と生計を同じくする父又は母等に対して支給されるものであること、法第５条第１項の規定により、上記の父又は母等の前年の所得が政令で定める額以上である場合は、支給されないこととなっている。

　　　このように、児童手当には児童の監護及び生計維持、所得制限等の支給要件が設けられていることから、法第２６条第１項の規定により、児童手当の受給者は、その年の６月分以降の児童手当・特例給付の受給資格を確認するための現況届を、手当を支給する市町村長に提出することが義務付けられており、法第１１条において、手当の受給者が、正当な理由がなく、法第２６条による現況届を提出しない場合、市町村長は、児童手当の支払を一時差し止めることができることが規定されている。

本件についてみると、審査請求人は、前記２（３）のとおり、処分庁に平成２７年度に係る現況届を提出していなかったため、平成２７年６月から児童手当の支払が一時差し止められたことが確認できる。

（２）手当に係る時効等について

本件処分は、法第２３条に基づき行われたものであるが、法第２３条第１項は、児童手当の支給を受ける権利は、２年を経過したときは時効によって消滅する旨が規定されている。

また、法第２３条の解釈については、前記１（５）のとおり、現況届が提出されない場合、支払が一時差し止められた６月分以降の児童手当に係る最初の支払期月における支払日の翌日から起算して、２年間権利を行使しない場合（現況届を提出しないため、児童手当が支給されず、２年間経過した場合）には、基本権の時効が完成するとともに、それに基づく支分権も消滅する旨示されている。

上記解釈に基づき、本件についてみると、審査請求人は、前記２（３）のとおり、現況届を提出しなかったことから、平成２７年９月２４日付けで同年６月分以降の手当の支払が一時差し止められており、同年６月分以降の手当に係る最初の支払期月における支払日である同年１０月５日の翌日から起算して、２年を経過した日である平成２９年１０月６日に法第２３条第１項の規定による時効が完成していたことが認められることから、本件処分に違法な点は認められない。

（３）なお、審査請求人は、何度も○役所に行き書類の提出をしている旨を主張するが、現況届として所得の状況及びその年の６月１日の状況に関する書類を処分庁に提出したとする明確な主張、立証等がないことから、審査請求人の主張は、上記判断を左右するものではない。

以上のことから、本件処分については、法令等の定めに従い適法に行われたものであると認められることから、違法又は不当な点は認められない。

　 したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　　崇